

契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この説明書には、お客様が、ラッキーバンク・インベストメント株式会社との間で匿名組合契約を締結し、匿名組合出資持分を取得していただくまでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

なお、この説明書で用いられる語句については、別途特に指示のない限り、別紙定義集に記載する意味で用いられるものとしますので、ご参照いただきながら、この説明書をご覧ください。また、ラッキーバンク・インベストメント株式会社との間の匿名組合契約において適用されることとなる、匿名組合契約約款(以下、「匿名組合契約約款」といいます。)を参照している箇所もございますので、匿名組合契約約款も適宜ご参照ください。

お客様のご判断に判断を及ぼすこととなる特に重要な事項

(本契約の概要)

- ◆ お客様が取得される匿名組合出資持分はラッキーバンク・インベストメント株式会社が行う貸付事業に運用されます。お客様とラッキーバンク・インベストメント株式会社との間で締結する匿名組合契約は、お客様が出資した金銭を原資として、ラッキーバンク・インベストメント株式会社が、本借入人との間で金銭消費貸借契約を締結して金員を貸し付け、当該貸付についての元本返済金及び支払利息から本営業の遂行に必要となる費用(営業者報酬等を含む)を控除した残額をお客様に分配することを内容とした契約です。

(本契約による損失のリスク)

- ◆ お客様とラッキーバンク・インベストメント株式会社との間で締結する匿名組合契約は、お客様の出資金について、元本保証するものではなく、本借入人及びラッキーバンク・インベストメント株式会社等の信用状況等により損失が発生する虞がありますので十分ご注意下さい。

(本契約の特性)

- ◆ お客様とラッキー銀行・インベストメント株式会社との間で締結する匿名組合契約は、ラッキー銀行・インベストメント株式会社が行う貸付事業へ出資していただくものであり、元本保証がされているものではありません。この点をご理解頂いたうえで、出資をして頂きますようお願いいたします。

1. 手数料など諸費用について

- (1) ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、本営業に関して、別紙記載のとおりの計算に基づく手数料(以下「営業者報酬」といいます。)を取得いたします。
- (2) お客様には、以下の場合に、銀行振込手数料をご負担いただきます。

① 匿名組合に出資するとき

また、お客様には、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他関連法令の改正等によりお客様のご負担が必要となる費用についてもご負担いただきます。

※お客様が本営業により受領する分配金は、本営業の遂行に必要となる費用(営業者報酬等を含む)を控除した後の残額となります。

2. 匿名組合契約締結にあたってのリスクについて

- (1) 匿名組合出資は、元本が保証されているものではありません。
- (2) お客様は、ラッキーバンク・インベストメント株式会社が本借入人に対して金員を貸し付ける事業に対して出資することになり、本借入人及び保証人からの貸付金の返済及び利息の支払いがお客様への出資金の返還及び利益分配に充てられることとなります。したがって、本借入人及び保証人からの返済が滞ったり、本借入人及び保証人の信用状況が悪化する等により、お客様の出資元本額に損失が発生する場合があります。
- (3) 本案件では、ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、原則として本借入人から、その有する不動産に対して担保設定を受け、借入人からの返済が滞った場合には、上記担保権の実行等により、貸付金の回収を図って参ります。したが

って、当該不動産に、ラッキーバンク・インベストメント株式会社の担保権に優先する担保権が存在したり、不動産市況や賃料水準その他の経済的要因、土壤汚染等の不動産に内在する瑕疵、災害や賃貸借関係に係る紛争等の外部的要因等に起因して担保価値が下落した場合には、ラッキーバンク・インベストメント株式会社の本借入人に対する債権が全額担保されない結果、本借入人からの返済が滞った場合に、お客様の出資元本額に損失が発生する場合があります。

- (4) お客様のラッキーバンク・インベストメント株式会社に対する出資金は、出資された段階でラッキーバンク・インベストメント株式会社の資産となります。したがって、ラッキーバンク・インベストメント株式会社の信用状況が悪化した場合には、お客様に対して出資金全額を返還することができないこととなり、結果として、お客様の出資金元本額に損失が発生する場合があります。
- (5) ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、お客様から、ラッキーバンク・インベストメント株式会社に対する出資金(お支払いのために、一時的にお預かりする分配金を含みます。以下同じ。)を受けることとなりますので、ラッキーバンク・インベストメント株式会社について倒産手続が開始された際、お客様からの当該出資金が倒産財団に組み込まれる法的リスクがあります。この場合には、お客様に対して当該出資金の返還をすることができないこととなる結果、お客様の当該出資金に欠損が生じる可能性があります。

3. 匿名組合契約は、クーリング・オフの対象にはなりません。

お客様とラッキーバンク・インベストメント株式会社が締結する匿名組合契約には、金融商品取引法第37条の6に基づくクーリング・オフの規定の適用はありません。

金融商品取引契約の概要

- (1) お客様がラッキーバンク・インベストメント株式会社との間で締結することとなる契約は、匿名組合契約です。

匿名組合契約とは、当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、営業者がその営業から生ずる利益を分配することを約するものであり、お客様とラッキーバンク・インベストメント株式会社が締結す

こととなる匿名組合契約においては、お客様が出資者、ラッキー銀行・インベストメント株式会社が営業者となります。出資の対象となる営業は、本借入人との間の金銭消費貸借契約を締結して、お客様から出資いただいた資金を貸し付け、その返済及び利息の支払を受ける営業であり、当該金銭消費貸借契約に基づいて本借入人が返済する貸付返済金がお客様の出資金の返還原資となり、同様に本借入人が支払う利息からラッキー銀行・インベストメント株式会社が受けるべき一定の手数料を差し引いた残額がお客様に対する利益分配の原資となります。

お客様にお支払いいただく手数料など諸費用について

- (1) ラッキー銀行・インベストメント株式会社は、本営業に関して、別紙記載のとおりの計算に基づく手数料(以下「営業者報酬」といいます。)を取得いたします。
- (2) お客様には、以下の場合に、銀行振込手数料をご負担いただきます。

① 匿名組合に出資するとき

また、お客様には、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他関連法令の改正等によりお客様のご負担が必要となる費用についてもご負担いただきます。

※お客様が本営業により受領する分配金は、本営業の遂行に必要となる費用(営業者報酬等を含む)を控除した後の残額となります。

お客様が行う金融商品取引行為について、ラッキー銀行・インベストメント株式会社その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合

- (1) 本借入人及び保証人の信用状態による影響

お客様とラッキー銀行・インベストメント株式会社が締結することとなる匿名組合契約は、本借入人との間で本貸付契約を締結して、お客様から出資いただいた資金を貸し付ける営業を出資対象としており、お客様に対する出資金の返還は、本借入人及び保証人からの貸付返済金をその原資としております。したがって、本借入人及び保証人の信用状況が悪化し、ラッキー銀行・インベストメント株式会社に対する本貸付契約に基づく貸付金の返済が滞り、あるいは不可能になった場合には、お客様に対する出資金の返還を行うことができないこととなる結果、お客様の出資金元本額に損失が発生する場合があります。

- (2) ラッキーバンク・インベストメント株式会社の信用状態による影響 お客様とラッキーバンク・インベストメント株式会社が締結することとなる匿名組合契約においては、ラッキーバンク・インベストメント株式会社はお客様から金銭の出資を受けることとなります。当該出資金は、出資された段階でラッキーバンク・インベストメント株式会社の資産となります。したがって、仮にラッキーバンク・インベストメント株式会社の信用状況が悪化した場合には、お客様に対して出資金全額を返還することができないこととなり、結果として、お客様の出資金元本額に損失が発生する場合があります。

また、ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、お客様から、ラッキーバンク・インベストメント株式会社に対する出資金を受け入れることとなります。ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、当該出資金について、適切に分別管理して参りますが、破産法、民事再生法その他 の倒産法手続に基づき、ラッキーバンク・インベストメント株式会社についてかかる倒産手続が開始された際、当該出資金が倒産財団に組み込まれる法的リスクがあります。この場合には、お客様に対して出資金全額の返還をすることができないこととなる結果、お客様の出資金に欠損が生じる可能性があります。

契約終了事由

- (1) 分配の完了による終了

お客様とラッキーバンク・インベストメント株式会社が締結することとなる匿名組合契約は、本借入人からの受取貸付元本、支払利息、支払遅延損害金及びその他費用のお客様に対する分配を全て完了した時点をもって終了するものとします。なお、「分配を全て完了した時点」には、匿名組合契約約款第 16 条第 1 項各号の場合を含みます。

- (2) 破産手続開始決定による終了

お客様とラッキーバンク・インベストメント株式会社が締結することとなる匿名組合契約は、お客様またはラッキーバンク・インベストメント株式会社が破産手続開始の決定を受けた場合には、当然に終了するものとします

- (3) 契約の解除による終了

上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、匿名組合契約約款第 17 条第 1 項各号の場合には、ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、お客様に通知した上で、お客様とラッキーバンク・インベストメント株式会社が締結することとなる匿名組合契約を解除することができるものとします。

金融商品取引契約に関する租税に関する事項

お客様とラッキー・バンク・インベストメント株式会社が締結することとなる匿名組合契約からの利益分配及び償還差額金は、雑所得として総合課税され、他の所得に合算されて通常の所得税率により課税されます（なお、お客様においては、雑所得として認識されない場合もございますので、税理士等に御確認ください）。

匿名組合出資持分の譲渡についての制限の有無

お客様は、ラッキー・バンク・インベストメント株式会社の事前の書面による承諾無く、本匿名組合契約に係る出資持分を譲渡し、その他の処分をすることができません。

ラッキー・バンク・インベストメント株式会社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

- (1) ラッキー・バンク・インベストメント株式会社は、本ホームページ上において、ラッキー・バンク・インベストメント株式会社に対して金銭の借入を申し込んだ者（以下、「借入希望者」といいます。）に対して金銭を貸し付ける営業に出資して資産の運用をしたいという意向をお持ちの方（以下、「出資希望者」といいます。）を募り、ラッキー・バンク・インベストメント株式会社が出資希望者から出資を受けた資金により、借入希望者に対して貸付を行うという取引を行うに際して、かかる出資の募集をいたします。
- (2) 上記の取引の方法としては、以下のとおりとなります。
 - ① お客様は、本ホームページ上において、本借入人に対する貸付事業に出資するための出資申込手続を行っていただきます。
 - ② お客様は、ラッキー・バンク・インベストメント株式会社に取引口座（預かり口）を開設し、ラッキー・バンク・インベストメント株式会社への匿名組合出資金をお支払いいただきます。
 - ③ 出資申込手続に基づき、お客様が上記貸付事業に出資する条件を満たした場合には、ラッキー・バンク・インベストメント株式会社は、上記お客様の取引口座（預かり口）から、ラッキー・バンク・インベストメント株式会社の貸付専用口座に、お客様からお支払いを受けた出資金を送金いたします。
 - ④ ラッキー・バンク・インベストメント株式会社は、当該出資金を本借入人に貸し付けて金銭消費貸借契約を締結し、本借入人から元本の返済及び利息の支払を受けます。
 - ⑤ ラッキー・バンク・インベストメント株式会社は、計算期間毎に、本営業により生じた利益及び損失を分配し、分配すべき現金がある場合には、予めご登録いただいた払戻し用銀行口座に送金いたします。

出資対象事業持分取引契約に関する事項

1. 出資対象持分の名称

不動産担保型ローンファンド ○○ 第〇〇号

2. 出資対象事業持分の形態

商法第 535 条に基づく匿名組合出資持分

3. 出資対象事業持分取引契約の締結の申込に関する事項、及び出資又は拠出する金員の払込みに関する事項

(1) 取引口座(預かり口)の開設

お客様は、ラッキーバンク・インベストメント取引約款第3条の規定にしたがって、ラッキーバンク・インベストメント株式会社と匿名組合契約を締結するため、ラッキーバンク・インベストメント株式会社に取引口座(預かり口)を開設するものとします。

(2) 出資金のお支払い

お客様は、下記(3)による本営業に関する匿名組合契約の申込みが完了した日の翌日から 2 営業日以内に、本営業に対してお客様が出資しようとする金額その他匿名組合契約が成立した場合にラッキーバンク・インベストメント株式会社に対して支払いが必要となる金額の全額を、上記取引口座(預かり口)に送金するものとします。同金額の送金に必要な銀行手数料はお客様の負担とします。

(3) 契約締結の申込

- ① ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、複数の本借入人による借入案件に関する情報を、ラッキーバンク・インベストメント取引約款第 6 条の規定にしたがって、本ホームページ上に表示するものとします。
- ② お客様は、ラッキーバンク・インベストメント取引約款第 6 条の規定にしたがって、本ホームページ上の募集手続のために設定したページから本匿名組合契約の申込みを行うものとします。

- ③ ラッキーバンク・インベストメント株式会社の定める募集手続規則に従い、お客様の匿名組合契約申込条件について営業者が承諾し、その旨の通知をお客様にした場合には、ラッキーバンク・インベストメント株式会社との間で匿名組合契約が成立したものとし、お客様は、本営業のためにお客様が出資する金額に相当する金額を、本匿名組合員出資金として、取引口座に送金するものとします。

4. 出資対象事業持分にかかる契約期間

お客様とラッキーバンク・インベストメント株式会社との間の匿名組合契約の契約期間は、本貸付契約の返済期間と同一です(本貸付契約に基づき期限前弁済がなされる場合には、その時点までとします)。但し、本借入人が債務不履行となつた場合には、本契約期間を超えて契約が継続する場合があります。

5. 出資対象事業持分にかかる解約に関する事項

お客様とラッキーバンク・インベストメント株式会社との間の匿名組合契約については、お客様からこれを解約することはできません。

6. お客様の権利及び責任の範囲に関する事項

- (1) お客様は、ラッキーバンク・インベストメント株式会社に対して、商法第 539 条に基づいて、本営業にかかる財産の状況を確認することができます。
- (2) 本営業にかかる財産の所有権は、全てラッキーバンク・インベストメント株式会社に帰属します。
- (3) お客様は、ラッキーバンク・インベストメント株式会社との匿名組合契約に関して、本匿名組合員出資金の額の範囲内でのみ、責任を負います。
- (4) ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、本営業につき、各計算期間において損失が生じた場合には、お客様に、当該損失に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を分配します。

出資対象事業の運営に関する事項

1. 出資対象事業の内容及び運営の方針

お客様が出資する対象事業は、ラッキーバンク・インベストメント株式会社が、本借入人との間で金銭消費貸借契約を締結し、金員を貸し付け、その返済及び利息の支払を受ける事業です。ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、貸金業登録を受けた貸金業者であり(東京都知事(2)

第31541号)、上記事業に関し、資金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に則り、資金需要者等の利益を尊重し、適正に運営して参ります。

2. 出資対象事業の運営に係る体制の概要

お客様が出資する対象事業の運営に係る体制の概要は以下のとおりです。

① 金銭の貸付業務に係る体制

ラッキーバンク・インベストメント株式会社業務部が当該業務を実施いたします。

② 貸付金元金及び利息金等の回収業務に係る体制

ラッキーバンク・インベストメント株式会社業務部およびラッキーバンク・インベストメント株式会社が契約する外部の債権回収業者により、当該業務を実施いたします。

③ 回収金等の分配業務に係る体制

ラッキーバンク・インベストメント株式会社業務部およびラッキーバンク・インベストメント株式会社が契約する外部の債権回収業者により、当該業務を実施いたします。

3. 出資対象事業持分の発行者の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容

商号:ラッキーバンク・インベストメント株式会社

役割:匿名組合出資持分の発行及び本営業の運営

関係業務の内容:匿名組合出資対象事業たる金銭消費貸借契約の締結、貸付債権の管理及び回収

4. 出資対象事業の運営を行う者の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容

3に同じ

5. 出資対象事業から生ずる収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配の方針

ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、本営業に関し、各計算期間において利益が生じた場合には、お客様に、当期利益に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を、分配します。但し、前計算期間からの損失がある場合には、当該利益の算定にあたってかかる損失を控除します。

6. 事業年度、計算期間その他これに類する期間 お客様とラッキーバンク・インベストメント株式会社との間における匿名組合契約においては、匿名組合契約約款第6条に規定のとおり、各計算期間を、毎月1日(同日を含む。)から毎月末日(同日を含む。)までの各1ヶ月間とします。

但し、初回の計算期間は、本貸付契約にかかる貸付日から、当該貸付日の直近に到来する1日が属する月の末日までとします。

7. 出資対象事業に係る手数料等をお支払いいただく方法及び租税に関する事項

(1) 営業者報酬のお支払い

ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、本営業における各計算期間の末日に、営業者報酬を取得するものとします。

(2) 租税に関する事項

各当事者は、各当事者間における取引に関して各当事者に課される租税のすべて(お客様に對して行われる利益の分配に課される税金を含む。)につき、自らこれを負担するものとします。なお、お客様は、適用ある税法の規定に従い、お客様に對して行われる利益の分配に関して課される税金相当額をラッキーバンク・インベストメント株式会社が源泉徴収することにつき同意するものとします。

8. 分別管理の方法

ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、匿名組合員出資金、本借入人からの元本返済金及び支払利息金を、ラッキーバンク・インベストメント株式会社が行う本営業と同種の他の営業について出資を受けた出資金等と一括して、ラッキーバンク・インベストメント株式会社の固有財産を保管する銀行預金口座とは別の預かり金口としての銀行預金口座(レンダーゲート、ボロワーゲート)に預金し、分別管理します。ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、匿名組合員出資金、本借入人からの元本返済金及び支払利息金その他本営業に係る財産を、本営業と同種の他の営業に関する出資金等と適切に区分して経理します。具体的には下記のとおり、銀行預金口座に保管する方法により管理します。

記

預金口座に係る銀行名： 株式会社三井住友銀行

預金口座に係る営業所の所在地： 東京都墨田区江東橋4丁目27番14号

預金の名義： ラッキーバンク・インベストメント株式会社レンダーゲート預金を特定するために必要な事項：下の被振込専用口座番号として振り込まれた金銭
〇〇〇〇〇〇〇

預金の名義： ラッキーバンク・インベストメント株式会社ボロワーゲート 預金を特定する
ために必要な事項：下の被振込専用口座番号として振り込まれた金銭
〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇

出資対象事業の資金の流れに関する事項

1. 出資金の使途の具体的な内容等

ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、お客様の出資金を原資として、本借入人との間で金銭消費貸借契約を締結し、本借入人に対して金銭を貸し付けます。

ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、本借入人から当該貸付について元本返済及び利息の支払いを受けます。当該元本返済金及び支払利息が、お客様に対する出資金の返還及び収益分配の原資となります。

2. 出資金の送金等を行う者の商号及び役割

お客様からの出資金は、上記のとおり、ラッキーバンク・インベストメント株式会社が行う本営業と同種の他の営業について出資を受けた出資金等と一括して、ラッキーバンク・インベストメント株式会社の固有財産を保管する銀行預金口座とは別の預かり金口としての銀行預金口座に預けられ、ラッキーバンク・インベストメント株式会社が、本借入人への送金を行います。

出資対象事業の経理に関する事項

1. 貸借対照表及び損益計算書

新規の募集となり、現時点ではありません。

2. 出資対象事業持分の総額

本借入人に対する貸付金額の総額

3. 発行済みの出資対象事業持分の総数

新規の募集となり、現時点はありません。

4. 配当に関する事項

- (1) 配当等の総額及びお客様に対する配当額 ラッキーバンク・インベストメント株式会社からお客様に対する利益配当の総額は、本借入人に対する貸付金、貸付利率に従って決定され、お客様に対する配当額は、お客様の本匿名組合員出資割合に従って決定されることとなります。
- (2) 配当等の支払方法 匿名組合契約約款第6条から第11条までの規定にしたがって、各計算期間の末日毎に支払います。ただし、本借入人に対する貸付金が期限前弁済される場合はその期限前弁済日の属する計算期間の配当支払となります。
- (3) 配当等に対する課税方法及び税率

利益配当に関しては、支払時に 20.42% の源泉所得税が徴収されます。なお、税率は平成 26 年 8 月現在のものであり、将来にわたって保証されるものではありません。

5. 総資産額、純資産額、営業損益額、経常損益額及び純損益額

新規の募集となり、現時点ではありません。

6. 出資対象事業持分一単位当たりの総資産額、純損益額及び配当等の金額

出資対象持分は分割されていないため、総資産額、純損益額は上記 5 のとおりであり、また配当等の金額は上記 4 のとおりです。

7. 自己資本比率及び自己資本利益率

現時点では、該当ありません。

8. 出資対象事業が有価証券以外の資産に対する投資を行う事業であるものである場合にあっては、当該資産に関する事項

(1) 資産の種類ごとの数量及び金額

新規の募集となりますので、現時点における資産はありません。

(2) 資産の金額の評価方法 お客様の出資の対象となるのは、本借入人に対する貸付債権であり、その金額は営業者と本借入との間の金銭消費貸借契約における貸付額です。金銭消費貸借契約上の貸付金額が、貸付債権の評価額となります。

(3) 資産の総額に占める割合

本営業における資産はかかる貸付債権のみとなります。

9. 出資金に関する外部監査の有無

出資金につきましては外部監査を受けておりませんが、ラッキー・バンク・インベストメント株式会社が適切に管理しております。

当社が行う金融商品取引業務にかかる苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

苦情処理措置:特定非営利法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用すること

名称:特定非営利法人証券・金融商品あっせん相談センター

所在地:〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

電話番号:0120-64-5005

紛争解決措置:特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用すること

名称:特定非営利法人証券・金融商品あっせん相談センター

所在地:〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

電話番号:0120-64-5005

当社が加入している金融商品取引業協会

当社は以下の金融商品取引業協会へ加入しております。

名称:一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

所在地:東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

電話番号:03-3667-2461

お客様が匿名組合契約を締結していただくラッキーバンク・インベストメント株式会社の概要

商号等:ラッキーバンク・インベストメント株式会社

本店所在地:〒103-0028 東京都中央区八重洲一丁目1番3号

資本金 :2 億 3,100 万円

主な事業:貸金業 東京都知事(2)第 31541 号

第二種金融商品取引業 関東財務局長(金商)第 2807 号

設立年月日:平成 26 年 5 月 1 日

連絡先:電話番号:03-6262-3477

FAX番号:03-6262-3478

E-Mailアドレス:info@luckybankinvestment.co.jp

URL: <https://www.lucky-bank.jp>

(別紙)

定義集

- (1) 「本営業」とは、ラッキーバンク・インベストメント株式会社が行おうとする個別の金銭の貸付けに関する事業をいいます。
- (2) 「匿名組合契約申込条件」とは、お客様が本匿名組合契約の申込みを行う条件をいいます。
- (3) 「本貸付契約」とは、本営業に関してラッキーバンク・インベストメント株式会社が締結する複数の金銭の貸付契約をいいます。
- (4) 「本借入人」とは、本貸付契約の複数の借入人をいいます。
- (5) 「取引口座」とは、本匿名組合契約に基づき行う出資のために、お客様がラッキーバンク・インベストメント株式会社に開設した口座をいいます。
- (6) 「募集手続」とは、お客様が出資を行おうとする本貸付契約の決定のためラッキーバンク・インベストメント株式会社が提供する電子取引システムを通じて行う募集手続をいいます。
- (7) 「本匿名組合員出資金」とは、お客様が本営業のために出資した出資金をいいます。
- (8) 「その他匿名組合契約」とは、本営業について、お客様以外に匿名組合出資を行う者(以下、「その他匿名組合員」といいます。)がある場合に、ラッキーバンク・インベストメント株式会社がその他匿名組合員との間で、出資金額を除き本匿名組合契約と同条件で締結する、一又は複数の匿名組合契約をいいます。
- (9) 「その他匿名組合員出資金」とは、その他匿名組合員がその他匿名組合契約に従い、本営業のために出資した出資金の合計金額をいいます。
- (10) 「匿名組合員出資金」とは、本匿名組合員出資金及びその他匿名組合出資金の総額をいいます。
- (11) 「本匿名組合員出資割合」とは、本匿名組合員出資金の匿名組合員出資金に対する割合をいいます。
- (12) 「その他匿名組合員出資割合」とは、その他匿名組合員出資金の匿名組合員出資金に対する割合をいいます。
- (13) 「本ホームページ」とは、ラッキーバンク・インベストメント株式会社がインターネット上において、本営業を行うために開設するページをいいます。
- (14) 「営業者報酬料率」とは、別紙に記載する料率をいいます。

(別紙)

営業者報酬について

ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、本営業における各計算期間の末日に、下記の算式により算出される金額を取得するものとします(以下「営業者報酬」といいます。)。但し、同時点において営業者報酬に充てるべき現金がない場合には、営業者報酬の支払いは繰り延べられるものとします。

(1) 遅延損害金等が発生しない場合

$$\text{営業者報酬の金額} = (\text{ア}) - (\text{ウ})$$

- (ア) 貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額
- (イ) 投資家運用利回り ÷ 貸付契約の年利率(百分率表示) × (貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額)
- (ウ) 各匿名組合員について((イ) × 本匿名組合出資金 ÷ 匿名組合出資金)として算出した金額の合計

(2) 遅延損害金等が発生する場合

$$\text{営業者報酬の金額} = (\text{ア}) - (\text{ウ})$$

- (ア) 貸付契約に規定する条件により計算した約定利息及び遅延損害金等の金額
- (イ) 投資家運用利回り ÷ 貸付契約の年利率(百分率表示) × 貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額 + 投資家運用利回り ÷ (営業者報酬料率 + 投資家運用利回り) × 遅延損害金
- (ウ) 各匿名組合員について((イ) × 本匿名組合出資金 ÷ 匿名組合出資金)として算出した金額の合計

(3) 遅延損害金のみが発生する場合 営業者報酬の金額 = (ア) - (ウ)

- (ア) 遅延損害金の金額
- (イ) 投資家運用利回り ÷ (営業者報酬料率 + 投資家運用利回り) × 遅延損害金

(ウ) 各匿名組合員について((イ) × 本匿名組合出資金 ÷ 匿名組合出資金)として算出した金額の
合計

1. 営業者報酬料率

営業者報酬料率 = 本営業による